

# 島根県報

第一、五〇三号

平成十五年九月九日

(火曜日)

## 目 次

告示	生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	一
	島根県立病院使用料及び手数料条例第一条第三項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正	(医療対策課)	二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
	土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	二
	土地改良事業計画書の縦覧	( " )	三
	換地処分	( " )	三
	土地改良法の規定に基づく工事完了の届出(二件)	( " )	三
	保安林予定森林(二件)	(森林整備課)	四
	保安林の指定(三件)	( " )	五
	海岸保全区域の指定	(漁港漁場整備課)	六
公告	クリーニング師試験の実施	(薬事衛生課)	六
	収去飼料の試験結果の概要	(畜産振興課)	七
	公共測量の実施	(用地対策課)	九
	公共測量の終了	( " )	九
	砂利採取業務主任者試験の実施	(河川課)	九
教委公告	平成十六年度島根県立盲学校校理療科教員採用候補者	(高校教育課)	一〇
	選考試験の実施	( " )	一〇

平成十六年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者選考試験

雑報

平成十五年度第二回危険物取扱者試験の実施

正誤

平成十五年八月二十六日付け島根県報第一、四九九(畜産振興課)二三

号中

平成十二年十月二十四日付け島根県報第一、二〇九(道路維持課)二三

号中

平成九年七月二十九日付け島根県報第八七六号中

平成十五年三月二十八日付け島根県報第一、四五六

号中

## 告

## 示

島根県告示第七百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業		訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地			名 称	所在地
株式会社ひょうま	益田市高津七丁目一番一四号	痴呆対応型共同生活介護		グループホームひなたぼっこ えびすヶ丘	益田市下本郷町七〇五・二九
株式会社ひょうま	益田市高津七丁目一番一四号	痴呆対応型共同生活介護		グループホームひなたぼっこ 美都	美濃郡美都町山本イ二・三
株式会社ひょうま	益田市高津七丁目一番一四号	痴呆対応型共同生活介護		グループホームひなたぼっこ 向横田	益田市向横田イ八〇五・一
					指定年月日
					平成十五年八月二十二日
					平成十五年八月二十二日
					平成十五年八月二十二日

島根県告示第七百五十号

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額（昭和四十八年島根県告示二百三十五号）の一部を次のように改正し、平成十五年八月二十日から適用する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

短期人間ドックの項及び外来人間ドックの項中「、内視鏡生体検査を行った場合は六千円を」を削る。

島根県告示第七百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ピュ アライフ島根	訪問介護	ヘルパーステーシ ョン LaLa	出雲市白枝町四 一・二番地四 ホ ワイトフランチ ビル一〇五号室	平成十五年九月 一日
特定非営利活動 法人 はっぴい ライフ	訪問介護	特定非営利活動法 人 はっぴいライ フ	松江市東津田町 字石屋一八一五 番地一六 コー ポ太陽	平成十五年九月 一日
有限会社 新寿 荘	通所介護	さくら介護湯 玉 造温泉 新寿荘	八束郡玉湯町大 字玉造三三七番 地	平成十五年九月 一日

島根県告示第七百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

美濃郡匹見町土地改良区

一 就任した役員の名及び住所

理事

- 森本 輝昭 美濃郡匹見町大字匹見イ一三六九番地五
- 上田 宏 美濃郡匹見町大字匹見イ三七八番地二
- 大谷 邦寿 美濃郡匹見町大字紙祖イ一一五五番地
- 佐伯 敏夫 美濃郡匹見町大字澄川イ四三五番地一
- 寺戸 保人 美濃郡匹見町大字広瀬イ三三八番地
- 河野 厚司 美濃郡匹見町大字道川イ二〇一番地
- 大谷 寿一 美濃郡匹見町大字道川口一九五番地

監事

- 吉田 公暢 美濃郡匹見町大字落合イ二五〇番地
- 依 喜朗 美濃郡匹見町大字石谷イ二九〇番地一
- 三浦富士義 美濃郡匹見町大字道川口一四八番地二

二 就任年月日

平成十五年八月一日

三 退任した役員の名及び住所

理事

- 小川 竹司 美濃郡匹見町大字匹見イ一〇〇三番地
  - 森本 輝昭 美濃郡匹見町大字匹見イ一三六九番地五
  - 初田 久勝 美濃郡匹見町大字紙祖イ一三一八番地
  - 佐伯 敏夫 美濃郡匹見町大字澄川イ四三五番地一
  - 藤井 一美 美濃郡匹見町大字広瀬イ九三〇番地二地
  - 河野 厚司 美濃郡匹見町大字道川イ二〇一番地
  - 土佐岡徳美 美濃郡匹見町大字道川イ九五四番地
- 監事
- 吉田 公暢 美濃郡匹見町大字落合イ二五〇番地
  - 依 喜朗 美濃郡匹見町大字石谷イ二九〇番地一
  - 三浦富士義 美濃郡匹見町大字道川口一四八番地二

島根県告示第七百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大原郡木次町土地改良区	下垣内地区農道事業（非補助土地改良事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	木次町役場

島根県告示第七百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年八月十三日付けで県管土地改良事業に係る朝倉地区第一工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第七百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
下田所地区土地改良事業共同施行代表者	下田所地区区画整理事業(非補助土地改良事業)	平成十三年十二月十九日

島根県告示第七百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
朝山西田地区三条資格者施行代表者	朝山西田地区区画整理事業(非補助土地改良事業)	平成十五年五月二十二日

島根県告示第七百五十七号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林予定森林の所在場所  
那賀郡金城町大字小国イ九四五、イ九四六
- 二 指定の目的  
水源のかん養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百五十八号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林予定森林の所在場所  
飯石郡掛合町大字穴見七七七の三、大字波多一八七九の一七、二三四五の一、二三四六の一
  - 二 指定の目的  
水源のかん養
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

簸川郡大社町大字遙堪字谷山一一二八の五、一一二〇〇の五、一一二〇〇の六、一一二〇一の二、一一二〇三の二、一一二〇四の二、一一二〇四の三、一一二〇四の四、一一二〇六の四、一一二〇六の五、一一二〇二、一一二〇三、一一二〇五の二、一一〇一五の三、一一〇一六から一一〇一八まで、一一〇一九の三、一一〇二〇、一一〇三三の四、一一〇三八、一一〇四〇の二、一一〇四二の二、一一〇四六の二、一一〇四七、一一〇四八、一一〇四九の二から一一〇四九の二〇まで、一一〇四九の二から一一〇四九の二四まで、一一〇五〇、字篠崎一一九〇の二、一一〇三五から一一〇三七まで、一一〇五二の二、一一〇五二の二、一一〇五五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字反辺字向山一六一、一一一五六、一一一六三、一一一六五の二、字カツラキ二二五四の二、字谷頭二二六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字向山一六一、一一一五六、一一一六三、一一一六五の二、字カツラキ二二五四の二
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字奥田儀九七六、九七七の二、一四三六の一、大字口田儀一七二二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百六十二号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

海岸保全区域の指定(平成十四年島根県告示第四十六号)は、廃止する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

海岸の名称			指定区域	点の位置
沿岸名	海岸名	地区地先		
島根	十六島	十六島	十六島	十六島
			基点1から基点5までを順次結んだ線及び基点5から補助点	一、基点の位置 基点1 平田市十六島町字横撫五一五番地先、十六島漁港北第一防波堤基

5の5、補助点  
4の4、補助点  
3の3、補助点  
2の2、補助点  
1の1と基点1  
の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

二、補助点の位置

補助点1の1 基点1から一  
九四度に一〇三  
メートルの点  
補助点2の2 基点2から二  
二二度に九五メ  
ートルの点  
補助点3の3 基点3から二  
一九度に八五メ  
ートルの点  
補助点4の4 基点4から二  
〇二度に一六五  
メートルの点  
補助点5の5 基点5から一  
〇二度に一六五  
メートルの点

公 告

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成十五年クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

一 試験日時

学科試験 平成十五年十一月六日(木)午前十時三十分から十二時まで

(午前十時から受付開始)

実地試験 平成十五年十一月六日(木)午後一時から五時まで

二 試験場所

学科試験 大田市長久町長久八七・一 大田集合庁舎  
実地試験 大田市久手町刺鹿三二九・四 (株)富士ドライ

三 試験の内容

(一) 学科試験

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗たく物の処理に関する知識

(二) 実地試験

- 1 薬品の鑑別
- 2 繊維の鑑別
- 3 しみぬき
- 4 ワイシャツのアイロン仕上げ

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)附則第五項の規定により学校教育法第四十七条に規定する者とみなされる者を含む。)

五 受験手数料

八千四百円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。  
この収入証紙には、消印しないこと。

六 受験願書等の受付期間

平成十五年九月十六日(火)から同年十月三日(金)まで  
なお、郵送の場合は、平成十五年十月三日までの消印のあるもの限り受け付ける。

七 受験願書等の提出先

住所地为管轄する隠岐支庁(保健所)又は健康福祉センター(保健所)へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課(〒六九〇・〇八八七 松江市殿町二二八番地)へ提出すること。

八 提出書類

(一) 受験願書

履歴書(所定用紙)

(二) 写真(出願前六月以内に撮影した正面上半身、脱帽の手札型とし、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの。)

(三) 受験資格があることを証明する書類(卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの。)

(四) 戸籍謄(抄)本(現在の氏名と(四)の証明書類の氏名とが異なる場合のみ)

(五) 受験票の送付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

合格者の発表

平成十五年十二月五日(金)に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板、隠岐支庁(保健所)及び各健康福祉センター(保健所)に掲示して行つほか、合格者には合格証を交付する。

その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問い合わせは、隠岐支庁(保健所)、各健康福祉センター(保健所)又は島根県健康福祉部薬事衛生課営業指導係(〒六九〇・〇八八七 松江市殿町二二八番地 電話(〇八五二・二二・五二六〇)にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六條第七項の規定により平成十五年六月及び七月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義



西日本飼料(株)		農業協同組合連合会		スーパーセレクト	一五年六月一七・六三・一五・二四・八〇・八二〇・五〇	一一・七
ドライアシスト	一五年六月二〇・〇二・八三・八三・九〇・二二〇・四三	一一・八	一一・六			

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について島根県高規格道路事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

公共測量(道路計画図作成)

二 作業期間

平成十五年八月二十六日から平成十五年十月三十一日まで

三 作業地域

松江市東津田町、西尾町、下東川津町

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十五年五月三十日に終了した旨江津市和木北部土地区画整理組合理事長から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

公共測量(江津市和木北部土地区画整理事業街区・画地出来形確認測量図作成)

二 作業期間

平成十三年六月十八日から平成十五年五月三十日まで

三 作業地域

江津市和木町の一部

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公告する。

平成十五年九月九日

島根県知事 澄田信義

一 試験の日時

平成十五年十一月七日(金)

午前十時から十二時まで

(受付は午前九時三十分から行い、遅刻は試験開始後三十分まで受験を認める。)

二 試験会場

大田市大田町大田イ一三六・四

三 試験の方法及び科目

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」三階研修室

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (一) 砂利の採取に関する法令
- (二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

四 提出書類

- (一) 受験願書(所定の様式)
- (二) 写真二枚、うち一枚は受験票に貼り付けること。

(手札形(縦八センチメートル×横六センチメートル)とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)

(三) 受験票(所定の様式)

五 受験手数料

七千六百円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

六 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁土木建築局、各土木建築(土木)事務所又は島根県砂利協会

七 受験願書等の提出先

〒六九〇・八五〇一 松江市殿町一番地 島根県土木部河川課

八 受験願書等の受付期間

平成十五年十月一日(水)から平成十五年十月二十一日(火)まで

なお、郵送の場合は、平成十五年十月二十一日までの消印のあるものに限り受け付ける。

九 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

十 合格発表

十一月二十五日(火)に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者は除く。)に試験結果を郵送にて通知する。

電話等による照会には一切応じない。

十一 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理係(電話〇八五二・二二・五四九九)に照会すること。

## 教育委員会公告

平成十六年度島根県立盲学校理療科教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成十五年九月九日

島根県教育委員会委員長 中村 俊 郎

### 一 目的

この選考試験は、島根県立盲学校理療科教員の採用候補者を選考するために行います。

### 二 受験資格

(一) 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条の欠格事由に該当しない者

(二) 昭和三十四年四月二日以降の出生者

(三) 盲学校特殊教科教諭免許状(理療)所有者(平成十六年三月三十一日までに取得見込みの者も含む)

【備考】日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。

### 三 採用予定者数

一名程度

### 四 出願手続

(一) 出願に必要な書類は、島根県教育庁高校教育課で交付します。

### 【提出書類】

○ 願書、健康診断書(本県所定の用紙)

○ 所有教員免許状の写し(平成十六年三月卒業予定者はその在学先の発行する免許状取得見込証明書)

○ 卒業証明書(または、卒業見込証明書)

○ 最終学校の学業成績証明書(厳封したもの)

○ 連絡用封筒二通(角形二号の封筒に三百三十円分の切手を貼付して、郵便番号、住所、氏名「様」をつける)を明記してください。

### (二) 書類等の受付

平成十五年九月十一日(木)から九月二十四日(水)まで(必着)

ただし、郵送の場合は、九月二十二日(月)消印有効とします。

(注) (一) 封筒の表に「理療科教員選考試験願書在中」と朱書してください。

(二) 持参の場合の受付時間は、月～金曜日の午前九時から午後五時とします。

(祝祭日は除く)

(三) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記

入してください。後日、担当者が連絡します。

(四) 書類等の提出先

〒六九〇・八五〇二 松江市殿町一番地 島根県教育庁高校教育課

五 選考試験

(一) 日時 平成十五年十一月十一日(火) 午前九時

(二) 場所 松江市殿町一番地 島根県教育庁 教育委員会

(三) 内容

試験	時間
受付・説明	午前 九時 ~ 午前 九時一〇分
小論文	午前 九時一〇分~午前一〇時
専門教養・専門実技	午前一〇時一〇分~午前一一時二〇分
面接	午前一一時三〇分

六 採用候補者名簿登載等

(一) 名簿登載の結果については、平成十五年十一月二十八日(金)に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。

あわせて高校教育課ホームページ (<http://www.pref.shimane.jp/section/koukou/>) に掲載します。

(二) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成十七年四月一日までとします。

(三) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取消します。

(四) 名簿に登載されなかった者のうち、選考結果の情報提供を希望者について行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。提供する情報は総合評価による区分とします。

七 問い合わせ先

〒六九〇・八五〇二 松江市殿町一番地

島根県教育庁高校教育課企画人事班(電話〇八五二・二二二・五四二一又は、六三〇八)

平成十六年度島根県教育職員(実習助手) 採用候補者選考試験を次のとおり実施する。  
平成十五年九月九日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

一 目的

この選考試験は、平成十六年度島根県立学校の教育職員(実習助手)の採用候補者を  
選考するために行います。

二 募集職種、募集種別、職務の概要、試験の程度及び採用予定人員

募集職種	募集種別	職務の概要	試験の程度	採用予定人員
実習助手	一般	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	高校卒業程度	二名程度
工業	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。		二名程度	

(注) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(二) 勤務場所は、島根県内の県立学校(高等学校、盲・ろう・養護学校)です。

なお、採用後は全体的な異動があります。

三 出願資格(性別は問わない)

(一) 昭和四十四年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者

(二) 地方公務員法第十六条の欠格事由に該当しない者

四 出願手続

(一) 出願期間 平成十五年九月十一日(木)から九月二十四日(水)(必着)まで  
ただし、郵送の場合は、平成十五年九月二十二日(月)消印有効とします。

(注) (一) 封筒の表に「教育職員(実習助手)選考試験願書在中」と朱書してください。

(二) 持参の場合の受付時間は、月々金曜日の午前九時~午後五時とします。(祝祭日は除く)

(二) 願書等の提出先

〒六九〇・八五〇二 松江市殿町一番地 島根県教育庁高校教育課

- 五 提出書類
- (三) 受験票は、申し込みを受けた際すぐには交付しないで、受付締切後に郵送します。受験票が十月九日(木)までに届かない場合は、島根県教育庁高校教育課に照会してください。

(一) 教育職員(実習助手)採用候補者選考試験願書	様式一によること。 (注) 出願職種、種別を必ず記入すること。 (二) 受験票用に願書と同じ写真がもう一枚必要です。	一通 写真一枚必要
(二) 健康診断書	様式二によること。	一通
(三) 自己アピール	様式三によること。	一通
(四) 連絡用封筒	封筒角形二号(三十三・二センチメートル×二十四・〇センチメートル)に三百三十円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、氏名(「様」をつける)を明記すること。封筒の口には両面テープを貼ること。	二通

- 六 選考試験
- (注) 受験票用の写真について、願書受付後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真を添付し、受験日には必ず持参してください。

- (一) 試験日及び試験場
- 期 日 平成十五年十月十八日(土)、十九日(日)
- 受 付 午前八時二十分から午前八時五十分まで
- 場 所 島根県立松江教育センター 松江市内中原町二五五・一  
島根県立松江工業高等学校 松江市古志原四・一・一〇  
【連絡先】島根県教育庁高校教育課 電話〇八五二・二二二・五四二一
- (二) 試験内容
- 一般受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験(パソコン操作)
- 工業受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験(工業実習に関する実技試験)、専門試験
- (三) その他 詳しくは、受験票送付の際に通知します。

- 七 選考結果通知等
- 受験者には身体検査として、健康診断書(様式二による)の提出を求めます。

- (一) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、採用候補者名簿に登載します。その結果は、平成十五年十一月十三日(木)午前九時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。
- あわせて高校教育課ホームページ(<http://www.pref.shimane.jp/section/koukou/>)に掲載します。
- (二) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。
- (三) 選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に〇印を記入してください。提供する情報は、総合評価による区分とします。

八 その他

- (一) 問い合わせ先  
島根県教育庁高校教育課 企画人事班 電話〇八五二・二二二・五四二一
- (二) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に〇印を記入してください。後日、担当者が連絡します。
- (三) 給与  
給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

初任給(円)	一四八、一〇〇	一六一、六〇〇	一八八、六〇〇
	高校卒(満十八歳)	短大卒(満二十歳)	大学卒(満二十二歳)

(平成十五年四月一日現在)

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

雑 報

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の五第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成十五年九月九日

財団法人消防試験研究センター理事長 池田 春雄

一 試験の種類

- 甲種危険物取扱者試験
- 乙種危険物取扱者試験
- 丙種危険物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

1 試験の日時

平成十五年十一月十六日（日） 丙種の試験 九時三十分から  
 甲種・乙種の試験 十三時〇〇分から

2 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、西郷町

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

2 受験願書受付期間

平成十五年九月十九日から十月三日まで（郵送の場合は、十月三日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

3 受験手数料

- 甲種危険物取扱者試験 五千円
- 乙種危険物取扱者試験 三千四百円
- 丙種危険物取扱者試験 二千七百円を所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書用紙常置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各総務事務所、各地区消防本部

（郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、百六十円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型二号封筒を同封すること。）

2 問い合わせ先

〒六九〇・〇八八二

松江市大輪町四二〇・一 島根県大輪町団体ビル二階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

（電話〇八五二・二七・五八一九）

正 誤

平成十五年八月二十六日付け島根県報第一、四九九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	箇所	誤	正
九	産地	十二	山口県鹿足郡日原町	島根県鹿足郡日原町

平成十二年十月二十四日付け島根県報第一、二〇九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
三	島根県告示第八百六号の表中	一一〇・〇〇	九五・〇〇
		一一〇・〇〇	九五・〇〇

毎週火・金曜日発行

平成九年七月二十九日付け島根県報第八七六号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
三	島根県告示第六百六十一号の表中	邑智郡邑智町大字吾郷一七五〇番一地先から同大字四二四番一地先まで	邑智郡邑智町大字吾郷一七五〇番一地先から同町大字高畑四二四番一地先まで
		邑智郡邑智町大字吾郷四二四番一地先から同地先まで	邑智郡邑智町大字高畑四二四番一地先から同地先まで

平成十五年三月二十八日付け島根県報第一、四五六号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
一九	島根県告示第三百二十八号の表中	益田阿式線	益田阿武線

平成十五年九月九日印刷  
平成十五年九月九日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町  
松江学園南  
島根県庁  
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)